

# ごみコミュニティメール

☆ごみコミュニティメールは、「ごみ」+「コミュニティ」+「メール」の造語で、清掃事業課で市民向けに発行するごみに関するお知らせの名称です。

第40号  
令和2年  
(2020年)  
12月発行

問合せ先/帯広市都市環境部環境室清掃事業課 〒080-2464 帯広市西24北4-1  
TEL:0155-37-2311 FAX:0155-37-2313 E-mail:clean@city.obihiro.hokkaido.jp

## 年末年始のごみと資源ごみの収集について

- 令和2年12月31日(木)から令和3年1月3日(日)まで 収集をお休みします。
- 令和3年1月4日(月)から通常収集を行います。

令和2年(2020年)12月						令和3年(2021年)1月				
25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
○ 通常収集	× お休み	× お休み	○ 通常収集	○ 通常収集	○ 通常収集	× お休み	× お休み	× お休み	× お休み	○ 通常収集

燃やすごみの収集日が月・木曜日のA地区の方 → **燃やさないごみ(有害ごみ)** の年末収集最終日は12月30日(水)の年始収集開始日は1月13日(水) ※以降、一週間おきの水曜日

燃やすごみの収集日が火・金曜日のB地区の方 → **燃やさないごみ(有害ごみ)** の年末収集最終日は12月23日(水)の年始収集開始日は1月6日(水) ※以降、一週間おきの水曜日

### し尿の収集について

12月29日(火)から1月3日(日)までお休みします。  
 ・第1収集地区 北海道エコス 電話 0155-37-3766  
 ・第2収集地区 大洋清掃企業組合 電話 0155-67-0558

### 祝日の収集について

1月11日(月) 成人の日は、**通常どおり収集します。**

### 大型ごみの収集について

12月29日(火)から1月3日(日)までお休みします。  
 ・大型ごみ受付センター 電話 0155-27-5300



## くりりんセンターへの家庭系ごみの持ち込み(自己搬入)について

- 12月31日(木)正午から1月3日(日)までお休みします。
- 年末年始は大変混雑しますので、長時間お待ちいただく可能性があります。
- **他の施設の出入り口や交差点内での停車はご遠慮ください。**
- ごみの収集にも大きな影響を及ぼすことから、**できる限り、収集日に決められたごみステーションに出していただくよう、ご協力をお願いします。**

・10kgあたり170円の処理料金が必要です。(指定ごみ袋を使用する必要はありません)  
 ・素材ごとの事前分別等、くりりんセンターの搬入ルールを守りましょう。

詳しくは  
くりりんセンター  
ホームページで!



# 新型コロナウイルス感染症対策としてのごみの出し方

## <燃やすごみ>

・鼻水等が付着したマスクやティッシュペーパー、使い捨て手袋などを捨てる時には、【ごみに直接触れない】、【ごみ袋はしっかりしばって封をする】、【ごみを出した後は手を洗う】ことを心がけてください。

## <資源ごみ> ~感染の疑いがある場合に注意してほしいこと~

・プラスチック等の表面について新型コロナウイルスは、3日後まで感染する力を持つと言われています。感染予防のために資源ごみ（ペットボトル、缶類、びん類等）は【ご家庭で1週間程度保管】してから排出してください。

\* 感染の疑いのない場合は、通常どおり出してください。

## マスクなどのごみの出し方

①直接触れない ②しっかりしぼる ③よく洗う



ありがとうございました

コロナ禍の中、市民の皆様から多くの感謝や応援のメッセージが届いています。職員一同これからも頑張ります。



# 固定式ごみボックスを道路に設置するのは危険です！



・固定式ごみボックスを道路（歩道や植樹帯等を含む道路用地）に設置すると、歩行者や自転車、通行する車両がぶつかる等、けがや重大な事故に繋がる恐れがあります。固定式ごみボックスを設置する場合は、道路沿いの私有地に設置しましょう。

危ないでござる!!

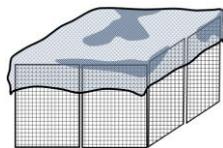
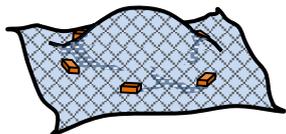


- ・道路上にごみステーションを設置する場合は、飛散防止ネットや折りたたみ式のカラスよけサークル等を使用してください。
- ・ごみ収集後は、通行の妨げにならないように収納してください。

飛散防止ネット

カラスよけサークル

安心・安全のためにご協力をお願いします！



## ごみステーションの設置や清潔保持のルールを定めました

市では、「ごみステーションの設置及び清潔保持に関する要綱」を制定しました。

この要綱は、町内会や共同住宅の所有者にごみステーションの設置や管理に対する意識を高めてもらい、良好な居住環境の確保を図ることを目的としています。

## 運用は令和3年4月から

この要綱では、共同住宅に関する現行の取り扱いを見直し、ごみステーションの設置場所などについて、建築確認申請の前に市と協議することを定めました。これに併せて、ごみステーション設置の手引きも作成します。

運用は令和3年4月1日からとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

\* ごみステーションの新設や移動・変更は事前に清掃事業課へご連絡いただきますようお願いいたします。

# 使用済小型家電回収のパソコンモニターについて

・現在、市役所1階総合案内と清掃事業課に設置してあるパソコン・携帯電話専用ボックスにて回収しているパソコン用モニター（薄型液晶）は令和3年4月1日より回収対象外となります。回収対象外となったモニターは製造メーカー等による回収となりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。



令和3年3月31日まで



令和3年4月1日から



不明な場合は製造メーカー等に確認でござる。